

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成26年3月27日(2014.3.27)

【公開番号】特開2012-236898(P2012-236898A)

【公開日】平成24年12月6日(2012.12.6)

【年通号数】公開・登録公報2012-051

【出願番号】特願2011-106282(P2011-106282)

【国際特許分類】

C 08 F 2/32 (2006.01)

C 08 F 4/00 (2006.01)

【F I】

C 08 F 2/32

C 08 F 4/00

【手続補正書】

【提出日】平成26年2月7日(2014.2.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

界面活性剤の添加量は、単量体水溶液100質量部に対して0.01～5質量部が好ましく、0.05～3質量部がより好ましい。界面活性剤の添加量が0.01質量部よりも少ない場合、単量体水溶液の分散安定性が低くなるため好ましくなく、5質量部よりも多い場合、経済的でないので好ましくない。界面活性剤の使用形態は特に限定されないが、界面活性剤を予め少量の油性溶媒に希釀もしくは溶解して使用する方法が、短時間で分散安定化できるので好ましい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0070

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0070】

本発明の吸水性樹脂の無荷重下での生理食塩水吸水量は、例えば35g/g以上が挙げられるが、好ましくは40～85g/g、より好ましくは45～75g/g、特に好ましくは50～70g/gである。このような範囲の数値を満たすことによって、ゲルを強く保ってゲルロックングを防止し、かつ過度な架橋を避けて吸収容量を高めることができる。生理食塩水吸水量は、後述の実施例に記載の方法に従って測定される。